

原子力発電所事故被害の補償制度の概要



原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の概要

東日本大震災により発生した、東京電力株式会社の福島第一および第二原子力発電所事故の被害補償について原子力損害賠償紛争審査会が、8月5日に中間指針をまとめ、補償を開始しています。

原子力損害賠償個別相談会
10/21(金)～22日(土)に開催します。
詳細は本号折り込みチラシをご覧ください。

と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害」のことです。

これを受けて東京電力では「福島原子力補償相談室(コールセンター)」を設置し、被害者からの問い合わせ

に対応しています。また仮払金を受け取っている人を対象に、9月には必要書類を郵送し、受付を開始しています。

一般的には、まずコールセンターに連絡し、請求書類を送ってもらおう手続きを行う必要があります。またその他のことでも、今回の補償に関連したことであれば、同コールセンターに問い合わせてください。

請求書式は約60ページあり、分かりづらい部分もあるかと思われるので、コールセンターに相談しながら記入していくと良いでしょう。

2 就労不能等に伴う損害 (給与等の減少分と追加的費用)

3 検査費用 (指示等の対象品目と同種のものについて、取引先の要求等により実施した検査費用)

2 風評被害によるもの

1 営業損害

取引数量の減少または取引価格の低下による減収分および追加的費用

2 就労不能等に伴う損害

3 検査費用 (取引先の要求等に基づく検査費用)

3 間接被害

「第二次被害を受けた者(第一次被害者)」

この補償請求は、被害を受けた本人や当該事業者が、東京電力に直接、損害賠償保証金を請求することになります。請求を受けた東京電力は、請求書

原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」)は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合に「原子力損害の賠償に関する法律」第18条に基づいて、文部科学省に臨時的に設置されます。被害認定自体は、当事者同士(この場合は東京電力と被害者自身)の間で行われますが、今回発表されたのは、そのための指針です。正式には「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」といいます。文部科学省ホームページ内に掲載されています(http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihaku/016/houkokku/1309452.htm)。

類を基に被害金額を算定し、請求者に提示します。金額を妥当と考えた場合には、支払いを受けることとなります。これは民法上の「和解」にあたります。一方、不服がある場合には「原子力損害賠償紛争解決センター」に和解仲介を申し立てるか、訴訟を起こすこととなります。損害賠償の対象としては、おおまかに分けると次のようになります。

1 出荷制限指示等に伴うもの

1 営業損害

① 指示等の対象となった農林漁業者等に生じた減収分と、追加的費用

② 指示等の対象品目を仕入れたまたは加工した加工・流通業者に生じた減収分と追加的費用

| ●「中間指針」の概要 <small>(本県産業に関連の深い項目を抽出して整理しました)</small> | |
|---|---|
| 農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害 | 対象品目を既に仕入れたまたは加工した加工・流通業者において、現実生じた減収分および追加的費用(解除後含む) |
| 風評被害 | 「風評被害」とは「報道等により広く知らされた事実によって、消費者または取引先が、商品等について放射性物質による汚染の危険性を懸念し買い控えや取引停止等を行ったために生じた被害」のことです。 |
| 対象となる損害項目 | 1 営業損害(減収分と追加的費用) 2 就労不能等に伴う損害 3 検査費用 |
| 農林水産物加工業、食品製造業の場合(食品流通業も含まれます) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 主たる原材料(産地)が下記のa)~h)に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> a) 食用農林産物(茶・畜産物を除く) / 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県 b) 茶 / a)の県および神奈川県、静岡県 c) 畜産物(食用) / 福島県、茨城県、栃木県 d) 水産物(食用・飼料用) / 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県 e) 花き / 福島県、茨城県、栃木県 f) その他農林水産物 / 福島県 g) 牛肉、食用に供される牛 / 北海道、東北各県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、岐阜県、静岡県、三重県、島根県 ※平成23年7月8日以降の損害に限り。※上記以外でも新たに確認されれば同様です。 h) a)~g)の農林水産物を主な原材料(重量の割合が概ね50%以上を目安)とする加工品 ■ 加工または製造した事業者の主たる事務所または工場が福島県に所在するもの。 ■ 摂取制限措置(乳幼児向けを含む)が現に講じられている水を原料として使用する食品 <ul style="list-style-type: none"> ◎政府の検査指示等の対象外の都道府県において、取引先の要求等によって実施した検査費用(検査指示等の対象産品等と同種のもの)も対象となります。 |
| 観光業の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県に営業の拠点がある観光業における、解約・予約控え等による営業損害と勤労者の就業不能等に伴う損害。 |
| 製造業、サービス業等の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品または提供するサービス等に関し、発生したもの。 ■ サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの。 ■ 放射性物質が検出された上下水処理等副産物の取扱いに関する政府による指導等に伴うもの。 ■ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、取引先の要求等によって実施した検査に係るもの(食品添加物、医薬品、医療機器等、特に敏感に敬遠される傾向がある製品)。 |
| 輸出関係(輸出品・船舶・コンテナ等)の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出先国(政府および取引先)の要求によって現実生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用(検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む)や各種証明書発行費用など。 ■ 輸出先国の輸入拒否による製品の廃棄、転売、製造断念による損害。 |
| 間接被害 | 「間接被害」とは「第一次被害を受けた者(第一次被害者)と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害」のことです。 |
| 間接被害を受けた者(間接被害者)の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害(営業損害、就労不能等に伴う損害)と認められます。 ※販売先が地域的に限られている・調達先が地域的に限られている・原材料やサービスの性質上その調達先が限られている等の第一次被害者の選定、事業休止に伴って、必然的に生じたものとします。 | |
| <small>※本文および図表の参考資料 原子力損害賠償紛争審査会事務局「原子力損害の判定等に関する中間指針の概要」(平成23年8月) 日本商工会議所産業政策第二部作成資料(平成23年8月5日) 日本弁護士連合会HP内震災関連ページ(http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/higashinohon_daishinai.html)</small> | |

問合せ

| | |
|--------------------|---|
| 補償請求関連 | 東京電力株 福島原子力補償相談室 (コールセンター) ☎0120-926-404 (平日9時～17時) |
| 和解仲介 | 原子力損害賠償 紛争解決センター ☎0120-377-155 (平日9時～17時) |
| 損害賠償制度の概要・請求書の流れなど | 栃木県産業労働観光部 産業政策課 ☎028-623-3168 |

※この記事は、中間指針の概要を簡略にまとめたものです。そのため、中間指針の全てを必ずしも網羅していません。詳しくは文部科学省ホームページをご覧ください。本文記載の問い合わせ先におたずねください。